

学校いじめ防止基本方針

(いじめ防止全体計画)

青森県立尾上総合高等学校 定時制の課程

1 基本方針の目的

本校では、校訓「自立・探究・調和」のもと、『『自主自立の精神を養い、自然や文化を慈しみ、社会の一員としての自覚と奉仕の心を養う』ことを目標に、心身共に健康で、調和の精神に富み「生きぬく力」を備えた人間の育成を図る』ことを教育目標としている。

その達成のために、全校生徒が安心かつ充実した学校生活を送り、生き生きとした教育活動に取り組めるよう、教職員、生徒、保護者が一体となって、いじめの抑止、いじめを生まない土壌づくりに継続して取り組み、いじめを許さない学校づくりを推進していく。

そのための方策として、指導体制及び組織的対応等を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
(いじめ防止対策推進法より抜粋)

(2) いじめに対する基本的な認識

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけではなく、「観衆」「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用となったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配心（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快心（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する。数が多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、誹謗中傷（メール等を含む）、けんか、ふざけ合い

3 指導体制・組織的対応について

（１）通常の指導体制

いじめの未然防止、早期発見等の対策のため「いじめ防止委員会」を設置する。構成員は、教頭、生徒指導主事、生徒指導部（いじめ担当）、各年次主任、Ⅲ部部長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカーとする。

（２）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組み、指導のため「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部（いじめ担当）、各年次主任、Ⅲ部部長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、その他関係職員とし、重大事態発生時には、いじめ防止専門員、必要に応じて、学校評議員、関係機関を参集する。

4 いじめの未然防止について

いじめ問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取り組みが最も重要であり、教育活動全体を通じて、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることに重点を置く。

（１）授業の充実

- ・「わかる」「できる」授業の取り組み、互いに高めあう集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、一人一人に配慮した授業づくり

（２）特別活動の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・産業社会と人間、総合的な学習の時間における体験的な活動を通じて、自己有用感を高める

（３）教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（４月、７月、９月、１２月、内１回は三者面談）
- ・コミュニケーションスキルの体得

（４）情報モラル教育の充実

- ・各教科での情報モラル教育の実施
- ・講演会等の開催
- ・保護者への啓発（フィルタリング、見守り）

（５）生徒会活動の充実

- ・主体的活動への支援
- ・生徒会執行部を中心とした生徒から生徒への働きかけ

（６）保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、本校いじめ防止基本方針の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するための重要ポイントは、早期発見、事案対処である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、事案対処に努める。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめを受けている生徒、いじめている生徒のサイン

(3) 講義室、家庭でのサイン

(4) 情報の収集

- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・相談、訴え（生徒、保護者、地域等）
- ・アンケートの実施（6月、10月、1月）
- ・面談の定期的実施（4月、7月、9月、12月、内1回は三者面談）
- ・個人記録シート作成、入力
- ・ノルティスコラ手帳の点検
- ・目安箱の設置

(5) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、周知

(6) ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロールからの情報

(7) 情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握

6 解決に向けた対応について

(1) 関係生徒への対応

① いじめを受けている生徒への対応

いじめを受けている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けている生徒の立場」で継続的に支援する。

- ・安全、安心を確保する
- ・心のケアを図る（SSWの面談、スクールカウンセラー等の利用）
- ・今後の対策について、共に考える
- ・温かい人間関係をつくる

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で臨むとともに、いじめている生徒の内面や背景の理解に努め、特別指導（懲戒処分）を行う。

- ・いじめの事実を確認する

- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・なぜこのようなことをしたのか、自分の心の動きを気付かせる（自己理解）
- ・いじめを受けている生徒が、苦痛に感じていることを気付かせる（他者理解）
- ・今後を考えさせる

③観衆・傍観者への対応

観衆・傍観者に対して、自分たちでいじめ問題を解決する力の育成に努める。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくり
- ・自己有用感が味わえる集団づくり

（２）保護者への対応

①いじめを受けている生徒の保護者に対して

事実を把握後、速やかに面談し、丁寧に説明する。学校は全力を尽くし対応に当たることを伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。その際、教員一人では対応しない。（相談されたケースも同様）

- ・じっくりと話を聴く
- ・苦痛に対して理解を示す
- ・親子会話を大切に、協力を求める
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。その際、教員一人では対応しない。

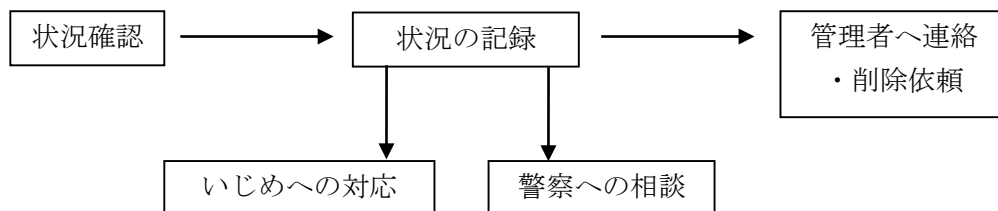
- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるように保護者に協力を求める
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入り関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

（３）ネットによる不当な書き込みへの対処



（４）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もあり、情報の交換だけでなく、一体的な対応に努める。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

⑤その他専門性を有する者

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告

重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告し、指導と支援を求める。

8 評価

学校におけるいじめ防止対策が、予定とおり実施され、防止効果を果たしているかを検証し、次年度への改善につなげるために次のような検証及び検討を行う。

(1) 検証

①いじめアンケート（6月、10月、1月）

②生徒授業アンケート（9月、1月）

③学校評価保護者アンケート（12月）

④学校評価教職員アンケート（1月）

⑤分掌評価アンケート（9月・12月）

(2) 検討

アンケートの評価項目をもとに、前期・後期学校評価会議において、その取り組み状況と防止効果を検討し、いじめ防止委員会に次年度の改善を促す。いじめ防止委員会は、年度末までに改善策を検討し、各分掌に対策を指示し、次年度の取り組みに反映させる。また、校長が必要と判断した場合には、いじめ対策委員会を招集する。

9 学校いじめ防止プログラム

学校いじめ防止基本方針の目的を踏まえ、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの未然防止が体系的、計画的に行われるように、学校いじめ防止プログラムを策定する。